

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和33年12月30日、B社における申立期間②の資格取得日に係る記録を35年1月27日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円、申立期間②の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間③について、申立人のA社における資格取得日は、昭和37年3月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年12月30日から34年1月5日まで  
② 昭和35年1月27日から同年2月10日まで  
③ 昭和37年3月1日から同年3月15日まで

C社、A社及びB社は、同じ社長のグループ会社であり、グループ会社間の異動は社内の人事異動と同じで、給与体系も同じだったと理解している。申立期間①、②及び③の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の回答、同社の事務担当者及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が同社及び同社のグループ企業に継続して勤務し（昭和33年12月30日にC社D営業所からA社に異動、35年1月27日に同社からB社に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年1月の記録から8,000円、申立期間②の標準報

酬月額については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の35年2月の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、A社の回答、同社の事務担当者及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が同社及び同社のグループ企業に継続して勤務し、昭和37年3月1日にB社からA社に異動していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和37年3月1日と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は32万円、申立期間②は28万円、申立期間③は31万2,000円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は32万円、申立期間⑥は30万円、申立期間⑦は35万円、申立期間⑧は36万円、申立期間⑨は37万円、申立期間⑩は33万円、申立期間⑪は35万円、申立期間⑫は28万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成16年 7 月16日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年12月20日  
⑤ 平成18年 7 月14日  
⑥ 平成18年12月14日  
⑦ 平成19年 7 月13日  
⑧ 平成19年12月14日  
⑨ 平成20年 7 月15日  
⑩ 平成20年12月12日  
⑪ 平成21年 7 月10日  
⑫ 平成21年12月22日

給料支払明細書(賞与)及び賞与明細書等により、申立期間①から⑫までの賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤から⑪までについて、申立人から提出された給料支払明細書（賞与）及び賞与明細書により、申立人は、A社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の給料支払明細書（賞与）及び賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、申立期間⑤は32万円、申立期間⑥は30万円、申立期間⑦は35万円、申立期間⑧は36万円、申立期間⑨は37万円、申立期間⑩は33万円、申立期間⑪は35万円とすることが妥当である。

申立期間①から④まで及び⑫について、金融機関から提出されたオンライン異動明細表及び流動性元帳により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された給料支払明細書（賞与）、賞与明細書及び賞与に関する支払額・控除額等のメモによると、いずれの期間も賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の金融機関から提出されたオンライン異動明細表及び流動性元帳の振込額を検証した結果、申立期間①は32万円、申立期間②は28万円、申立期間③は31万2,000円、申立期間④は25万円、申立期間⑫は28万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑫までの保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社からの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成17年12月28日は25万円、18年12月28日は18万4,000円、19年7月31日は12万円、同年12月28日は15万2,000円、20年7月31日は17万6,000円、同年12月28日は19万6,000円、21年7月31日は20万6,000円及び同年12月28日は22万6,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、17年12月28日は24万円、18年12月28日は28万4,000円、19年7月31日は12万円、同年12月28日は14万6,000円、20年7月31日は17万2,000円、同年12月26日は18万円、21年7月31日は20万円及び同年12月28日は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日  
② 平成18年12月28日  
③ 平成19年7月31日  
④ 平成19年12月28日  
⑤ 平成20年7月31日  
⑥ 平成20年12月26日  
⑦ 平成21年7月31日  
⑧ 平成21年12月28日

平成17年冬季賞与から21年冬季賞与までの8回の賞与の記録が無い。源泉徴収簿等により賞与が支給され保険料が控除されたことは間違いないの

で、記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成24年8月10日付けで、17年12月28日は25万円、18年12月28日は18万4,000円、19年7月31日は12万円、同年12月28日は15万2,000円、20年7月31日は17万6,000円、同年12月28日は19万6,000円、21年7月31日は20万6,000円及び同年12月28日は22万6,000円とされたが、当該標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、申立人から提出された平成17年12月分、19年7月分、20年7月分、同年12月分、21年7月分及び同年12月分の給料支払明細書（賞与）並びにA社から提出された17年分から21年分までの所得税源泉徴収簿から、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、平成20年12月28日の賞与支払日については日曜日であり、A社は、「支給日が土日の場合には、直前の金曜日に支給した。」と回答していることから、当該賞与支払日を同年12月26日に訂正することが相当である。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書（賞与）及び所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、平成17年12月28日は24万円、18年12月28日は28万4,000円、19年7月31日は12万円、同年12月28日は14万6,000円、20年7月31日は17万2,000円、同年12月26日は18万円、21年7月31日は20万円及び同年12月28日は22万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

私は、前の勤務先を辞めたすぐ後の昭和 44 年 6 月に事務職としてA社に勤め始めたが、年金記録では 46 年 3 月 1 日に資格取得となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の賃金台帳や人事記録等の書類は無く、申立人の勤務実態等の詳細は不明。」と回答している。

また、事業主は、「申立人の在籍及び申立期間当時の社会保険の取扱いについて、覚えていない。」と回答しており、申立期間当時、社会保険事務を担当していた事業主の妻も病気療養中のため事情を聴取できないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、複数の同僚に聴取したが、申立人のA社における勤務期間について証言が得られない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、同社の新規適用日（昭和32年2月1日）から申立人の資格取得日（46年3月1日）まで確認したが、申立人とみられる者の記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。